

1 丁		省務法		出生地		本籍		氏名		出生年月日		昭和三八年一〇月九日	
				年	月	日	事	項	旧氏名	年	月	日	名
		六一	三	大阪市立大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	最高裁判所	法務省	山本真千子	昭和三八年一〇月九日	昭和三八年一〇月九日	山本真千子	
一一	一〇	八	六	四	二八	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了						
四	四	四	四	四	一〇	司法試験第二次試験合格	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	最高裁判所	昭和三八年一〇月九日	昭和三八年一〇月九日	山本真千子	
一	一	一	一	一	一一	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	大阪地方検察庁検事に配置換する	大阪地方検察庁堺支部勤務を命ずる	法務省	昭和三八年一〇月九日	昭和三八年一〇月九日	山本真千子	
一一	一一	一一	一一	一一	一一	神戸地方検察庁検事に配置換する	京都地方検察庁検事に配置換する	京都地方検察庁舞鶴支部勤務を命ずる	法務省	昭和三八年一〇月九日	昭和三八年一〇月九日	山本真千子	
一	一	一	一	一	一一	京都地方検察庁舞鶴支部勤務を命ずる	京都地方検察庁舞鶴支部勤務を命ずる	京都地方検察庁舞鶴支部勤務を命ずる	法務省	昭和三八年一〇月九日	昭和三八年一〇月九日	山本真千子	
一	一	一	一	一	一一	京都地方検察庁宮津支部勤務を命ずる	京都地方検察庁宮津支部勤務を命ずる	京都地方検察庁宮津支部勤務を命ずる	法務省	昭和三八年一〇月九日	昭和三八年一〇月九日	山本真千子	
一	一	一	一	一	一一	かねて京都地方検察庁舞鶴支部長を命ずる	かねて京都地方検察庁舞鶴支部長を命ずる	かねて京都地方検察庁舞鶴支部長を命ずる	法務省	昭和三八年一〇月九日	昭和三八年一〇月九日	山本真千子	

2 丁		法務省		年 月 日	事 項	山 本 真 千 子
一七	四	平成一四	四			
				かねて京都地方検察庁福知山支部勤務を命ずる		
				舞鶴区検察庁検事に併任する		
				舞鶴区検察庁上席検察官を命ずる		
				宮津区検察庁検事に併任する		
				宮津区検察庁上席検察官を命ずる		
				福知山区検察庁検事に併任する		
				福知山区検察庁上席検察官を命ずる		
				峰山区検察庁検事に併任する		
				峰山区検察庁上席検察官を命ずる		
				京都地方検察庁検事に配置換する		
				京都地方検察庁宮津支部勤務を免ずる		
				京都地方検察庁福知山支部勤務を免ずる		
				舞鶴区検察庁検事の併任を解除する		
				宮津区検察庁検事の併任を解除する		
				福知山区検察庁検事の併任を解除する		
				峰山区検察庁検事の併任を解除する		
				大津地方検察庁検事に配置換する		
				大津地方検察庁三席検事に指名する		

3 丁		法務省		年	月	日	事	項	山本真千子
		一九	四	一			大阪地方検察庁検事に配置換する		
		二〇	四	一			大津地方検察庁三席検事の指名を解く		
							金沢地方検察庁検事に配置換する		
							金沢地方検察庁次席検事を命ずる		
							金沢区検察庁検事に併任する		
							金沢区検察庁上席検察官を命ずる		
		二二	一	一八			大阪地方検察庁検事に配置換する		
		二三	四	一			金沢区検察庁検事の併任を解除する		
		二四	一	一			京都地方検察庁検事に配置換する		
		二五	七	五			京都地方検察庁特別刑事部長を命ずる		
							東京地方検察庁検事に併任する		
							東京高等検察庁検事に配置換する		
							東京地方検察庁検事に併任する		
							法務省人権擁護局総務課長に充てる		
							かねて法務総合研究所教官に充てる		
							東京地方検察庁検事の併任を解除する		
							大阪地方検察庁検事に配置換する		
							大阪地方検察庁特別捜査部長を命ずる		

4 丁

法務省		年	月	日	事項	法務省
令和元年	二月八日	平成三〇年	六月二十五日	法務総合研究所教官に充てることを解く 函館地方検察庁検事正に配置換する	山本真千子	
三月八日	大阪地方検察庁検事に配置換する					
四月八日	大阪地方検察庁次席検事を命ずる					
五月八日	大阪高等検察庁検事に配置換する					
六月二四日	大阪高等検察庁次席検事を命ずる					
七月六日	法務総合研究所大阪支所長に併任する					
八月二四日	大阪地方検察庁検事正に配置換する					
九月六日	法務総合研究所大阪支所長の併任を解除する					